

令和2年度 第2回安城市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時	令和3年1月21日（木） 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	安城市役所本庁舎 第10会議室
出席者	<p>(被保険者代表委員)</p> <p>三浦 伸 稲垣 美保子 太田 良子 中川 清 古居 敬子</p> <p>(保険医等代表委員)</p> <p>度会 正人 渡部 圭一朗 武光 哲志 大場 洋 鳥居 和佳子</p> <p>(公益代表委員)</p> <p>石川 忍 稲垣 実 柴田 綾乃 富田 幸子 戸田 こず恵</p> <p>(被用者保険等保険者代表委員)</p> <p>柴田 由紀 後藤 教仁</p> <p>(市側出席者)</p> <p>副市長 福祉部長 福祉部次長 福祉部国保年金課長 福祉部国保年金課国保係長岡田 福祉部国保年金課国保係主査岡田 福祉部国保年金課国保係主事谷澤</p>
議題	<p>1 令和3年度安城市国民健康保険税の税率について（答申）</p> <p>2 令和3年度安城市国民健康保険事業特別会計予算（案）について</p> <p>3 令和3年度における国民健康保険税の制度改正について</p> <p>4 安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価について</p>
会 議 内 容	
司会（小山）	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます国保年金課国保係の小山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に当たりまして、皆様をお願いします。</p>

携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。事前に送付させていただきました資料をお持ちでない方はお申し出ください。

机上には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を啓発するためのマスクとマスクケースを配布させていただきました。今後とも適切な感染防止対策をお心がけてくださいますようお願いいたします。以後の進行は、着座にて失礼します。

本日、全委員の出席をいただいておりますので、安城市国民健康保険運営協議会規則に定める要件の「委員定数の半数以上の出席及び各代表の委員それぞれ1名以上が出席すること」を充たしておりますので、本日の協議会は成立することをご報告いたします。

また、会議録につきましては、市公式ウェブサイトで公開をしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、令和2年度第2回安城市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第の進行に先立ちまして、新任委員の紹介をさせていただきます。今年度に入り、5名の委員が交代しました。新たに就任いただきました委員の皆様方につきまして、誠に失礼かと存じますが、お手元の名簿を読み上げさせていただくことにより新任委員の紹介とさせていただきます。

初めに、被保険者代表としまして、安城市農業委員会からご推薦をいただきました太田良子委員です。

続きまして、保険医等代表としまして、安城更生病院からご推薦をいただきました度会正人委員です。

同じく保険医等代表としまして、安城市医師会からご推薦をいただきました渡部圭一郎委員です。

同じく安城市医師会からご推薦をいただきました武光哲志委員です。

最後に、公益代表としまして、安城市町内会長連絡協議会からご推薦をいただきました稲垣実委員です。以上5名の皆様です。

それでは、次第の「1 あいさつ」でございます。はじめに、副市長の三星元人よりごあいさつを申し上げます。

副市長

皆様、こんにちは。本日は、大変ご多忙の中、皆様におかれましては、令和2年度第2回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より、本市の国民健康保険を初め、市政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本市における新型コロナウイルスの状況でございますが、昨日もですね、新聞等でご覧いただいた通り、安城市において8人の感染者が確認をされておまして、合計で233人となっております。なかなかこの第3波の勢いというもの止まらないような状況でございます。

本日のような、こういった会議におきましても、不要不急の場合は極力避けるということにしておりますが、本日の国保運営協議会につきましては、極めて重要な議題を、本日

はですね、ご審議をいただくということでございますので、感染防止対策を取った上で開催をさせていただいております。この会議室も窓はございませんが、換気能力は十分にあるということでございますので、どうかよろしくお願いいたしたいと存じます。

本日は、先に諮問をさせていただきました令和3年度の国民健康保険税の税率につきまして、ご答申をいただきたいと思います。答申の内容を受けまして、令和3年度の税率を決めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

国保につきましては、平成30年度に「県単位化」という制度創設以来の大きな改革が行われました。今後もですね、保険料の統一化など「県単位化」の趣旨を深めるような議論が始まろうかとしております。財政運営の責任主体でございます愛知県とともに国の動向を十分注視しながら、今後も安定した国保の運営を進めてまいりたいと思っております。

最後に、本市は「健康であり、幸せでありたい」という、そういった市民共通の願いを実現するために、健やか、幸せ、健幸都市の推進に取り組んでおります。被保険者の皆様の健康を維持、増進するとともに、安心して医療サービスを受け続けられるよう、今後とも国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会（小山）

続きまして、石川会長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

石川会長

どうも、みなさん、こんにちは。

また、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。今、ご紹介がありましたように、新型コロナで大変でございます。人間は、新型コロナで大変。豚は、豚コロナで大変。鶏は、鳥インフルエンザで大変。本当に、世の中の生き物が大変な状況になっています。そして、夏には猛暑に大雨というようなこともございました。

最近では、大寒波によります大雪。自動車がゴツンゴツンぶつかっているニュースを見ておりますと、これは世の中大変なことになっているなど、そんなことを思っておりますが、今日はまたよろしくお願いいたしたいと思います。

さて、本日は、公私ともお忙しい中、令和2年度第2回安城市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルスの収束が見通せない状況の中で開催となってしまいましたが、感染症対策を実施したうえでの開催になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、今回の運営協議会では、事前に文書において諮問のありました令和3年度の国民健康保険税の税率につきまして答申をすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

そして、それ以外の議題といたしまして、来年度の予算（案）、国民健康保険税の制度改正、国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価がございます。それぞれ事務局から説明がございますので、その内容をご審議いただきたいと思います。

最後になりましたが、委員のみなさま方の活発なご意見、ご提案により、運営協議会が有意義になりますよう祈念いたしまして、わたくしのあいさつといたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

司会（小山）	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題に入ります前に、副市長は、他の公務のため、ここで退席いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議事の取り回しは、協議会規則に基づき石川会長にお願いいたします。</p>
石川会長	<p>はい。それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、本日の協議会の議事録にご署名いただく委員を指名いたします。被保険者代表の太田良子委員。それから、保険医等代表の大場洋委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題1「令和3年度安城市国民健康保険税の税率について」、事務局の説明を求めます。</p>
土屋課長	<p>はい。会長。国保年金課長。</p>
石川会長	<p>国保年金課長。</p>
土屋課長	<p>昨年4月の人事異動で国保年金課長となりました土屋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明については、着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、議題1の「令和3年度安城市国民健康保険税の税率について」説明をいたします。前方のスライドはお手元の資料と同じ内容です。資料右肩にページが表示されていますのでご覧ください。</p> <p>1ページ目の説明になります。1ページ目をご覧ください。こちらの図は、平成30年度の県単位化後の愛知県、市町村、国保加入者である被保険者の関係を表したものです。図の左側の国保税の賦課・納税に関する流れですが、赤い点線の中をご覧ください。まず、県は、国民健康保険の運営に必要な財源として、市町村が県に納めるべき納付金及び、必要な税収を得るための標準保険料率を市町村ごとに提示します。各市町村は、県から示された納付金を納めるとともに、標準保険料率を参考にして保険税率を決定いたします。</p> <p>2ページ目をご覧ください。算定における主な留意事項として、一番重要となるのが、県全体として、来年度の保険給付費がどの程度必要となるのか、ということになります。保険給付費について、今年度の税率の元となったR2年度「R2」と、来年度の税率の元となる「R3」を比較しますと、4,128億円余から4,132億円余へ、+0.08%、3億4千万円余の増額となっております。また、県全体の被保険者数は、143万1千人余から141万4千人余へと、約1.21%、1万7千人ほどの減少が想定されております。この保険給付費は、過去2年間の実績値と伸び率により推計されますが、実績値は新型コロナウイルス感染症の影響を除き、伸び率では考慮した推計となっております。以上を踏まえ、愛知県への県内各市町村からの納付金の総額は、激変緩和措置の適用前では、1,973億円余から1,927億円余へ、激変緩和措置の適用後では、1,966億円余から1,926億円余に、39億5千万円余の減少という数字となっております。</p> <p>3ページ目をご覧ください。安城市が令和3年度、県へ納める納付金については45億</p>

4千万円余となり、今年度と比較しますと、0.8%の減となる3,600万円余の減額となっております。被保険者数については、600人余の増加となる推計でございます。この来年度の納付金を踏まえ、「県が示した標準保険料率」は下の表のとおりとなっております。

4ページ目をご覧ください。安城市国民健康保険の税率について説明をさせていただきます。まず「税率の考え方」として、県が示す標準保険料率を採用するとともに、均等割と平等割については、1円単位を切捨て10円単位といたします。その上で、来年度の税率の改正案については、中央の表のとおりとなります。( )内は、下の表の現行税率との比較となっております。表を縦に見ていただくと、医療分については所得割、均等割、平等割の全てにおいて減少減額し、後期分と介護分については、全てにおいて、今年度より増加増額することになります。医療分、後期分、介護分の合計といたしましては、今年度より増加する結果ですが、医療分、後期分はすべての被保険者が対象となり、介護分につきましては、40歳から64歳の被保険者のみ対象となりますので、増減率や増減額の相殺により、簡単に分けいたしますと40歳未満の若い世帯や65歳以上の世帯では、今年度より負担が減り、介護対象世帯では、負担が増える傾向でございます。

5ページ目をご覧ください。税額比較といたしまして、現行の被保険者1人当たりの平均課税額を比較しますと、現行税率と今回の改正案の試算結果では、現行税率の104,065円に対し、改正案では103,573円となり、0.47%の減、492円の減額となります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した保険給付費の推計方法や、決算剰余金の活用により、税額が若干下がる結果となりました。平成30年度に実施されました県単位化においては、毎年、標準保険料率が変わることが想定され、今後も税率や税額の変更が発生しますので、ご理解くださるようお願いいたします。

6ページ目をご覧ください。最後になりますが、当初課税までのスケジュールについてになります。まず、「納付金及び標準保険料率の算定」は、「仮算定」及び「本算定」という2段階で行われております。県の列を見ていただくと仮算定は昨年11月30日に、本算定は今年1月20日に示され、本日第2回国保運営協議会を開催し、税率についての答申をいただくこととなります。市の列を見ていただきますと、答申を踏まえ3月議会において、税率と、その後、議題3で説明させていただきます制度改正の条例改正を行う予定でございます。説明は以上です。

石川会長

はい。ありがとうございました。

説明は終わりました。ただいまから質疑に入ります。

どなたか、ご質問される方ございますか。

よろしいですかね。よろしいですか。

それでは、ただいまより協議会としての答申の取りまとめに入ります。

土屋課長

会長。国保年金課長。

石川会長

はい。国保年金課長。

土屋課長

はい。今から事務局(案)をお配りします。

<p>石川会長</p>	<p>みなさまに配布は終わっておりますかね。</p> <p>はい。それでは、答申（案）につきましてのご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>よろしいですかね。はい。特にご意見もないようでございますので、答申（案）のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。それでは、答申の準備をいたします。しばらくお待ちください。</p> <p>では、答申書ができあがりしましたので答申いたします。令和3年1月21日。安城市長神谷学様。安城市国民健康保険運営協議会会長石川忍。答申書。令和3年1月18日付け2国年第258号で諮問のありました令和3年度安城市国民健康保険税の税率について、下記のとおり答申いたします。記、令和3年度国民健康保険税率、下表のとおりです。以上でございます。</p> <p>では、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議題2「令和3年度安城市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>岡田係長</p>	<p>はい。国保係長岡田と申します。</p>
<p>石川会長</p>	<p>はい。岡田係長。</p>
<p>岡田係長</p>	<p>国保係長岡田と申します。</p> <p>『令和3年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について』を説明させていただきます。『資料2』をご覧ください。A3サイズの横長のものです。説明は着座にて失礼いたします。それでは、令和3年度予算案に先立ちまして、まず令和2年度の国民健康保険事業特別会計の決算見込みについて、説明させていただきます。</p> <p>はじめに、歳入についてご説明いたします。資料は歳入の表の真ん中の列になります。</p> <p>国民健康保険税につきましては、平成30年度からの県単位化に伴い、標準保険料率を採用し、税率を改正しております。収納率の見込みとしましては、ほぼ横ばいを見込んでおりますが、被保険者数の減少等により、前年度決算より1億2千万ほど少ない34億5千万余の見込み額としております。</p> <p>続きまして、国庫支出金は、東日本大震災の被災者支援に対する補助金として3万7千円、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免として2千2百万円余の災害臨時特例補助金を見込んでおります。次に、県支出金は、保険給付費の支払いに充てる役割の普通交付金と4つの特別交付金から成り立っておりますが、普通交付金は、各市町村が納付した納付金を財源として保険給付費の額に応じて給付をされるもので87億6866万3千円を見込んでいます。また、特別交付金としましては、保険者の個別事業に対する国が示す評価に応じて交付される保険者努力支援分を6189万7千円。各自治体の特別な事情を考慮して交付される国特別調整交付金分を9336万9千円。愛知県の示す評価に応じて交付される県繰入金2号分を1億1885万2千円。特定健診の受診状況に応じて交付される特定健診負担金分を4458万4千円で特別交付金としましては、3億1870万2千円、県支出金として、90億8736万5千円を見込んでいます。</p>

次に、国保連合会から保健事業に対する助成金として40万円を見込んでいます。

次に、一般会計からの繰入金につきましては、財政運営のために一般会計から繰り入れるものですが、赤字補填目的のための法定外繰入れは行っておりませんが、繰入金の総額として、11億円余を見込んでいます。最後に繰越金につきましては、歳入・歳出の差分の15億4千万円余としています。令和2年度の歳入総額は、153億3千万円余の見込みです。

次に、歳出についてご説明します。

まず、総務費は、昨年度より1千万円余減少し、1億7千万余を見込んでいます。

次に、保険給付費は、総額88億2千万円余で、令和元年度より約1%増加する見込みです。

続きまして、国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度より8千万円余減額の45億8千万円余を見込んでいます。

続きまして、保健事業費の特定健診等ですが、40歳以上を対象とした生活習慣病予防のための特定健康診査や、特定保健指導を実施するための費用で、前年度とほぼ同額の1億2千万円余となる見込みです。

次に、保健事業費は、20歳～39歳の方を対象とするヤング健診や、糖尿病などの重症化予防事業、ジェネリック医薬品の利用促進、医療費通知などの費用ですが、前年度より増加し1千7百万円余となる見込みです。

次に、基金積立金は、国民健康保険の事業運営のために備えるものですが、利息分として86万円程度を見込んでいます。

次に、諸支出金ですが、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免の影響もあり、国保税の還付金を3千万円程度見込んでいます。歳出は全体で137億6千百万円余となる見込みです。単年度収支は、2千2百万円余のプラスとなる見込みです。

以上が令和2年度決算見込みでございます。

続きまして、令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算について、主な部分を説明させていただきます。

当初予算案ですが、今年度につきましては、記載の金額は、市全体のスケジュールの都合上、仮算定の結果により作成されています。

まず、歳入につきましては、説明させていただきます。国民健康保険税は、約33億9千万としております。

続いて、県支出金につきましては、保険給付費相当分として普通交付金が87億2千万円余、保険者努力支援分など特別交付金として2億9千万円余を見込んでおり、県支出金としましては90億2千万円余を見込んでいます。一般会計の繰入金としましては、昨年度からやや減少し10億円余を見込んでいます。令和3年度の歳入総額は、137億9千7百万円の見込みです。

次に、歳出について説明させていただきます。総務費は、前年度当初予算より減少し、1億8千万余としております。

次に、保険給付費は、前年度当初よりやや減少の、88億2千万円余としております。新型コロナウイルス感染症や被保険者の減少の影響もありますが、1人当たりの医療費は依然増加傾向のため、今後も国保財政の健全運営のためにも、保険給付費の増加抑制に努めてまいりたいと考えています。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、県の示した納付金の額である約45億6千万円余を見込んでいます。

次に、保健事業等の特定健診等は、前年度当初より減少し、1億5千万円余を見込んでいます。

次に、保健事業費は、ヤング健診や糖尿病など重症化予防、ジェネリック医薬品の利用促進などを行っていますが、前年度より減少し、2千3百万円余としています。

次に、国庫返納金等としましては、前年度交付分の精算等に伴う返納金として百万円を計上しています。

歳出総額につきましては、歳入と同額の137億9千7百万円としています。

以上、令和3年度当初予算は仮算定に基づき計上をいたします。本算定の結果により先ほど答申をいただきました国民健康保険の税率、国民健康保険事業費納付金等の変更分につきましては、歳出予算の国民健康保険事業費納付金が、およそ2500万円余の減額となり、あわせまして、歳入予算の国保税現年分も2500万円程度減額する見込みですが、これらの変更は補正予算として計上する予定です。以上、予算につきましての説明は以上でございます。

石川会長

はい。ご苦労様でした。

それでは、ただいまから質疑に入ります。何か、ご意見やご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。

はい。それでは、議題2「令和3年度安城市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」は、了承することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。議題2につきましては了承することに決まりました。

続きまして、議題3「令和3年度における国民健康保険税の制度改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

谷澤主事

はい。

石川会長

はい。谷澤主事。

谷澤主事

国保系の谷澤と申します。よろしくお願いたします。

令和3年度における国民健康保険税の制度改正について説明させていただきます。

資料の3をご覧ください。なお、説明は着座にて失礼させていただきます。

はじめに、趣旨でございます。働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられます。これは令和3年度分の課税より適用されます。それに伴い、令和2年9月4日付の「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についての見直しが行われます。安城市としても、国が定める法定どおりの改正を行う予定です。それでは、国民健康保険税軽減基準額に係る見直しについてご説明いたします。

まず、(1)見直しの内容について、でございます。所得に応じて、国保税の均等割及



び平等割を一定割合軽減する制度につきまして、平成30年度税制改正により一定の人について収入に変化が無い場合でも国保税の軽減制度に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行います。以下の表が今回の見直しによる軽減基準の改正案でございます。改正後の軽減基準額につきまして、基礎控除額が33万円から43万円へ変更されました。さらに給与所得者等の人数に応じて10万円×(給与所得者等の数-1)という計算式が加わりました。これは、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられることにより所得が増加し、軽減対象から外れたり軽減割合が縮小する世帯が生じるのを防ぐためのものです。続きまして、裏面をご覧ください。

次に、(2)該当世帯の例でございます。一つ目の例として、3人世帯、うち1人が給与所得者等であった場合で説明させていただきます。まず、基礎控除額が33万円から43万円に変わったことにより10万円増、そして給与所得者等が1人であることから10万円×(給与所得者等の数-1)という計算式は0円となり、結果7割・5割・2割全てに共通して軽減基準額が10万円増となります。二つ目の例として、4人世帯、うち2人が給与所得者等であった場合で説明させていただきます。こちらも同じく基礎控除額が33万円から43万円に変わったことにより10万円増、それに加え給与所得者等が2人であることから10万円×(給与所得者等の数-1)という計算式は10万円となり、結果7割・5割・2割全てに共通して軽減基準額が20万円増となります。以上の結果により、平成30年度税制改正による影響に対しても今回の見直しにより、前年と同じ収入金額である人でも同水準の軽減措置を受けられることとなります。以上、国民健康保険税軽減判定基準額に係る見直しについて説明させていただきました。

なお、令和3年度につきましては、昨年度まで行われていた軽減判定基準額の拡充や課税限度額の引き上げはありません。今回の改正の時期につきましては、3月議会での条例改正案の上程を予定しております。よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

石川会長

はい。ご苦労様でした。

それでは、ただいまから質疑に入ります。何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですかね。はい。

それでは、議題3「令和3年度における国民健康保険税の税制改正について」は、了承することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。議題3につきましては了承することに決まりました。

続きまして、議題4「安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

岡田主査

はい。

石川会長

岡田主査。

岡田主査

国保年金課国保係の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

議題4、安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価についてご説明

をさせていただきます、資料4をご覧ください。なお、ご説明は着座にて失礼させていただきます。

まず、安城市国民健康保険データヘルス計画の概要についてご説明をさせていただきます。現在の第2期データヘルス計画は、平成30年3月に策定をいたしました。『健幸』と『安心』を支えあうみんなの『保健』という基本理念の基に2つの基本方針を立て、更にこの基本方針を基に4つの事業方針を定めました。データヘルス計画では、先ほどの4つの事業方針を踏まえ、12の具体的な個別事業を策定しています。例年はこの国保運営協議会で個別事業の進捗状況をご報告しているところですが、今回はデータヘルス計画の中間評価のご説明の中で、進捗状況にも触れさせていただきたいと思っております。

続きまして、データヘルス計画の中間評価についてご説明いたします。データヘルス計画は、計画の中間年度である今年度に、評価指標の目標達成状況などに応じ、この国保運営協議会の意見を踏まえ、計画の中間見直しを検討することとされております。

具体的には、現時点で判明している数値を基にデータヘルス計画の進捗状況を評価します。また、今回の中間評価については、愛知県国民健康保険団体連合会が主催する「保健事業支援・評価委員会」において、専門家による監修・指導を受けたものとなりますので、申し添えます。

中間評価の進捗状況を踏まえた評価結果についてご説明をいたします。まずは2つの基本方針に関してでございます。先に送付をさせていただきました、中間評価報告書（案）の51ページに記載がありますが、基本方針1の『健康を保つための疾病予防』においては、特定健康診査時の質問における『生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合』を指標としております。2月の末まで特定健康診査を実施しているため、令和2年度の数値を算出することはできませんが、平成30年度から令和元年度への推移を見ると、割合は増加しており、増加率を見ても中間目標は達成できる見込みであります。

基本方針2の『安心できる医療サービスの提供』においては、厚生労働省が公表している医療費の地域差分析における『年齢構成が国と同じ場合の1人当たり医療費』を指標としております。これは現在平成29年度分までしか公表されていないため、評価は困難ですが、平成28年度から平成29年度にかけて順調に推移をしており、この減少率を見ると中間目標は達成できる見込みであります。

続きまして、個別事業についてです。スライドの表の評価基準に関しては、中間評価報告書（案）の2ページに説明がありますが、Aが『目標値を達成できている』項目、Bが『目標値を達成できていないが、実績値は改善している』項目、Cが『目標値を達成できておらず、実績値は横ばい又は悪化しているが、改善の見込みがある』項目、Dが『目標値を達成できておらず、実績値は悪化しており、改善の見込みがないため、目標値の見直しが必要』である項目、Eが『実績値不足または集計方法の変更等により中間評価は困難』である項目を指します。

また、個別事業は12事業ですが、そこに対する評価項目は分かれていることもあり、実施体制、実施方法等のそれぞれの計は一致しません。詳細は中間評価報告書（案）の24ページから27ページに記載がありますが、総括をすると、スライドの表のとおりとなり、多くの項目がA評価であり、目標を達成できている状況であります。先のスライドの表で目標を達成できていないB、C評価となった個別事業について、今後の対応をご説明いたします。

まず、特定健康診査事業については、実施結果である受診率、成果である健康状態未把握層の減少共に目標を達成できていません。しかしながら、特定健康診査の受診勧奨時期や、通知物のデザインの見直し等を行い、目に留まりやすく、より受診をしていただけるような受診勧奨を実施して参ります。

次に、早期介入健診事業「ヤング健診」についてです。こちらは実施結果である受診率、成果である受診勧奨をした人の受診率共に目標を達成できていません。対象となる比較的若い世代に対して、国民健康保険加入時に積極的に利用勧奨を行うほか、未受診者への受診勧奨通知の送付等新たな啓発をして参ります。

次に、特定保健指導事業についてです。こちらは実施結果である特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率が目標を達成できていません。また平成30年度と比較をして令和元年度は実施率が減少してしまいました。この状況を受け、今年度から特定保健指導未利用者に対して文書による再勧奨を始めたため、これを継続して参ります。

次に、特定保健指導未利用者対策事業についてです。こちらは成果である特定保健指導利用率が目標を達成できていません。特定保健指導の利用率向上を目的とし、令和元年度から特定保健指導の初回面接を受けた者に対してマーメイドパレスの利用券を交付する事業を開始しましたが、現在に至るまで利用実績が0件であり、効果的な事業ではなかったため、令和3年度からはこの事業を中止いたします。今後は特定保健指導を利用しやすい実施体制や、新たな啓発品の活用を検討して参ります。

最後に、ジェネリック医薬品等の啓発事業についてです。こちらは成果であるジェネリック医薬品の数量ベース利用率について、増加傾向ではあるものの、目標を達成できていません。ジェネリック医薬品を利用した際の差額通知対象者について、従来は500円以上の削減効果が見込まれる者を対象としていましたが、今年度からは300円以上の削減効果が見込まれる者を対象に通知をすることとし、通知対象者の幅を広げましたので、これを継続して参ります。毎年1月頃に実施をするこの国保運営協議会の中で各保健事業の実施方法などの見直しをさせていただいた結果、これまでご説明をしましており、データヘルス計画の基本方針、個別事業について、多くが目標を達成できています。また、目標が達成できていない事業に関しても、実施方法の工夫などにより今後目標が達成される見込みであります。このため、今回の中間評価の結果としまして、各目標値の見直しは行わず据え置きとし、各事業の実施方法を改善することで最終評価における目標達成を目指していきたいと考えております。データヘルス計画の今後の流れについてご説明いたします。中間評価に関しては、今後すみやかに中間評価書を完成させ、公表をして参ります。事業の進捗に関しては、毎年の国保運営協議会にて進捗状況をご報告のうえ、委員の皆様のご意見を賜り、PDCAサイクルに沿い実施方法などを見直して参ります。そして、令和5年度には第2期データヘルス計画の最終評価を行うと共に、次期計画を策定していくこととなります。

以上で、安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価についてのご説明を終わります。今後もデータヘルス計画に対してご意見を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

石川会長

はい。ご苦労様でした。

それでは、ただいまから質疑に入ります。

	<p>何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>よろしいですか。はい。</p> <p>それでは、議題4「安城市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況及び中間評価について」は、了承することにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。議題4につきましては了承することに決まりました。以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>進行を事務局にお返しいたします。</p>
司会（小山）	<p>続きまして、次第の「3 その他」でございます。</p>
岡田係長	<p>次回、運営協議会は8月5日木曜日午後1時30分から同じ第10会議室で開催予定でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
司会（小山）	<p>その他、全体を通じまして、何かご意見やご質問などございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、長時間に渡り、ご審議いただき、どうもありがとうございました。最後に福祉部長の原田からお礼の言葉を申し上げます。</p>
原田部長	<p>みなさん、こんにちは。福祉部長の原田でございます。</p> <p>本日はですね、コロナ禍の中で、ご参集をいただきまして、議題を慎重に審議いただきまして、誠にありがとうございます。今日の答申を受けましてですね、国民健康保険税の税率の改正作業に入ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、委員の皆様ですね、任期は3年間ということでございまして、今日初めてお見えになる方もみえるんですけど、今年の5月で実は一旦任期が切れるという形になります。従いまして、このメンバーでの協議会は今回が最後ということになるかと思います。大きな改正のありましたこの時期、安城市国民健康保険の適正な運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。今後もそれぞれの立場の中でですね、ご指導頂くよう継続的によろしくお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスですね、状況が非常に気がりではございますが、先ほどもご案内したとおり、次回の協議会は8月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。再任となる委員の方もお見えになると思いますので、通知につきましては個別にさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。今後ともですね、国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。本日はどうも、ありがとうございました。</p>
司会（小山）	<p>それでは、以上をもちまして、令和2年度 第2回安城市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>